

対応例

1ページのイラストの場面についての対応例です。少しの知識と心掛けがあればできます。誰もが安心して暮らせる社会への一歩として実践しましょう。



- ・視覚障害のある人が安全に通れるようにするため、点字ブロック上に自転車などを置いてはいけません
- ・前方に障害物があり危険な場合は、安全に通行できるように手助けしましょう

※急に白杖や手に触らないように注意します



- ・手話ができなくても、筆談でコミュニケーションが取れます
- ・携帯電話やスマートフォンの画面に打ち込んだ文字で伝えることもできます



※1ページのイラストは、手話で「助けてください」を表しています



- ・「四つ葉のクローバー」のマークは身体障害者標識といい、肢体に障害のある人が運転していることを表しています
- ・幅寄せや無理な進路変更をしてはいけません
- ・聴覚障害のある人が運転する車には、聴覚障害者標識が付けられています



身体障害者標識



聴覚障害者標識



- ・バッグに付けているマークは「ヘルプマーク」といい、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせています
- ・健康な人に見える場合でも、声を掛けて席を譲るなどの思いやりのある行動をしましょう
- ・「ヘルプカード」を携帯している人もいます

思いやり駐車場利用証制度

制度に協力する公共施設や商業施設などの車いす使用者用駐車施設を、障害のある人の他、高齢者や難病の人、妊産婦の人でも利用できるようにしたものです。同様の制度を実施している37府県1市で相互利用ができます。詳しくは県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/02/d4210302.html>) をご覧ください。

※右図からも読み取れます

問い合わせ先 県庁障害政策課 (☎3ページ下記)



ヘルプマーク



ヘルプカード

詳しくはこちら

見掛けたら思いやりのある行動を ヘルプマーク・ヘルプカード

◆ヘルプマーク

外見からは分からなくても、援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮の必要性を知らせ、援助を得やすくするためのマークです。

○外見では分かりづらい、配慮が必要な人とは

- ・義足や人工関節を使用している人
- ・内部障害（心臓、腎臓など）がある人、難病の人
- ・妊娠初期の人 など

○ヘルプマークを身に着けた人を見掛けたら

- ・電車・バス内では、席を譲りましょう
- ・困っている様子だったら、声を掛けましょう
- ・災害・事故のときは、安全に避難できるよう支援しましょう

○ヘルプマークの交付を受けたい人は

対象 県内に居住し、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせたい人

申し込み方法 下記申込先に直接

※確認票の記入後に交付します（代理の人でも交付できます）

※確認票は、県ホームページ (https://www.pref.gunma.jp/02/d42g_00116.html) から入手できます（上図から



も読み取れます）

その他 郵送での対応はしていません。申込先に行くことが困難な場合はご相談ください

◆ヘルプカード

障害のある人が、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の人に自己の障害への理解や支援を求めるためのカードです。緊急連絡先や必要な支援内容などを記載して携帯できます。ヘルプカードを提示されたら、記載されている内容に沿った支援をしましょう。

【共通事項】

費用 無料

申込先・交付場所 県庁障害政策課、県保健福祉事務所、市役所・町村役場など

※ヘルプカードは、県ホームページ (https://www.pref.gunma.jp/02/d42g_00117.html) から入手できます（右図からも読み取れます）

問い合わせ先 県庁障害政策課 (☎3ページ下記)

みんなに
覚えてほしいな

